

本年度の
月額保険料は
15,590円です。

就職や結婚、引越し、転職、退職などさまざまな節目の時には、国民年金の加入の種類や保険料の納め方も変わりますので、その都度届け出が必要になります。届け出を忘れると、将来受け取る年金額が減額になったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、忘れずに届け出ましょう。

届け出が必要なとき	手続きの内容	持参するもの
勤務先を退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。) ※被保険者種別は下の表をご覧ください。	●印鑑、年金手帳 ●社会保険などの資格を喪失した証明書(勤務先で作成されます。)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	●印鑑、年金手帳 ●社会保険などの資格を喪失した証明書(勤務先で作成されます。)
他の市町村から転入したとき 庄原市内で転居したとき	住所変更。日本年金機構から届く各種郵送物の送付先を変えます。厚生年金の方は、勤務先で手続きしてください。	●印鑑、年金手帳
氏名が変わったとき (婚姻、離婚、養子縁組など)	氏名変更。	●印鑑、年金手帳
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者になります。	●日本年金機構から届いた書類 ●印鑑

◆20歳以上の学生さんへ◆
20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。申請することで後払いにできる制度があります。
この申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に受け取れる「障害年金」を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

- 被保険者の種別
加入者は職業などによって3つのグループに分かれています。
- 1号 自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きは市役所国民年金担当窓口で行います。
 - 2号 会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している方で、加入手続きは勤務先が行います。
 - 3号 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

庄原市国保からのお知らせ
保健医療課国保年金係
0824-731158

保険証の切り替え、忘れていませんか？
届出は14日以内に確実に！

4月は就職や退職、就学などによる異動がもっとも多い月です。職場の健康保険への加入や脱退をしたときは、14日以内に必要な書類をそろえて保険証の切り替えの手続きをしてください。

異動の届け出をしないまま国保の資格が残っていると、国保税が課税されたままになってしまいます。また、さかのぼって国保に加入したときは、それまでの国保税をまとめて納付しなければならぬ場合もあります。

資格のない保険証で医療機関にかかるると、保険給付を誤って受けてしまうことになり、医療費を清算しなければならなくなります。
自分の加入している保険制度をしっかりと把握して、正しい保険証で医療機関にかかりましょう。

	こんなときは	これを持って市役所へ
国保に加入するとき	他の市町村から引越してきたとき	他市町村の転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことの証明書・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことの証明書・印鑑
国保をやめるとき	他の市町村に引越すとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の保険証・印鑑
その他の届出	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証・印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書・印鑑

■ 手続き先 市民生活課戸籍住民係 または各支所市民生活室
■ 問い合わせ 保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158 または各支所市民生活室